

令和9（2027）年度 教育実習生受け入れについて

伊丹市立伊丹特別支援学校

R8（2026）.4.3更新

（教育実習の目的）

- ・特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者に対して、教育実習（以下実習という）の機会を提供し、教員に必要な基礎的知識・技能・態度・心構えを習得することを目的とする。

（対象者）

- ・大学、短期大学及び教育養成機関（以下大学等）に在籍し、特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者のうち、次の3つの条件を満たし、校長が許可した者とする。
 - （1）原則として伊丹市の小中高校のいずれかを卒業した者
 - （2）兵庫県の小学校特別支援学校、中学校特別支援学校、特別支援学校枠での採用を希望する者
 - （3）麻疹の抗体検査を受け、結果が陽性の者、または予防接種を2回接種済みである者。
（申込時に検査結果の写しの提出が必要）

（申し込みの手続き）

- ①本校に電話で実習の希望を連絡する。
- ②「**教育実習申込書（個人用）**」を本校に送付する。
- ③本校からの電話連絡で「受け入れ可」であれば、「**麻疹罹患状況証明**」「**教育実習生個人票**」（各大学の様式）を本校に学生が持参または送付する。

（受け入れ人数と申し込み期間）

- ・申し込み受け付けは実習する前年の5月の1ヶ月間とする。
※令和9年（2027年）に実習希望の受付は令和8年（2026年）5月1日から5月29日まで。
- ・受け入れの可否については、後日本校から大学に通知する。
※令和8年（2026年）6月12日までに本校から大学に電話連絡をする。

（実習時期）

- ・6月または10月頃の2週間とする。（学校・学部・クラスの行事等により決定）

（事前オリエンテーション）

- ・実習の1ヶ月程前に本校にて事前オリエンテーションを行う。（日程は、実習年度になったら連絡する。）
- ・実習希望者が持参した、大学からの書類の確認を行う。
- ・校内の案内、実習クラスの概要について説明を行う。
- ・「教育実習受け入れ要項」「教育実習の心得」を配布する。

（実習の留意点）

- ・トイレ介助、食事介助は行わない。
- ・校外での活動には参加しない。配属クラスが校外活動の場合は、他のクラスにて実習する。
- ・その他「教育実習受け入れ要項」「教育実習の心得」の内容を読んでおく。

(実習の内容)

- ・ 特別支援学校の教育全般
- ・ 児童生徒への理解と支援、授業の観察と参加、教材研究、授業
- ・ 本校の行事等への参加手伝い、環境整備等
- ・ その他、本校が体験として計画する内容

(実習後)

- ・ 指導教官は実習について評価を行い、大学に郵送する。